

組 織 概 要

1 組織の構成

森林環境税の創設に賛同する市町村議会及び議員をもって組織する。

[役 員]

- ・会 長 1名
- ・副会長 9名(北海道、東北、関東、北陸信越、東海、近畿、中国、四国、九州の各ブロックから選出)
- ・理 事 30名(会長、副会長選出のない各県から選出)

2 事業方針

近年、森林のもつ、地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、土砂災害防止、生物多様性保全、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心・期待は大きなものとなっている。我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際約束されているが、その達成には、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足など、林業を取り巻く環境は、依然として厳しい情勢にあり、加えて、山村では著しく進行する過疎化・少子高齢化に歯止めがかからない状況にあり、その結果、山村地域の市町村は、森林の整備・保全や担い手の確保・定住対策、森林循環資源の有効利用促進等、森林・林業及びこれらを支える山村の活性化に懸命に取り組んでいるが、危機的な市町村財政の状況から、恒久的・安定的な財源は大幅に不足している。

このような中において、政府・与党は、『平成30年度税制改正大綱』において、「次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する」と明記されたところである。

このことを踏まえ、本議員連盟は、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の実施のため、平成31年通常国会において関連法令の確実な成立を期する必要があることから、全国の首長で組織されている全国森林環境税創設促進連盟との連携を図りながら、政府・国会等に対して働きかけを行うこととして次の事業を行う。

3 事業の概要

(1) 活 動

政府をはじめ関係国会議員や地元選出国会議員に対する要望活動

総務省、農林水産省等関係省庁との連携強化

関係地方6団体への協力要請活動

都道府県未加入市町村議会に対する加入促進・組織拡大運動

林業関係団体との連携

その他目的達成のために必要な事業

(2) 会 議

定期総会及び正副会長会議、役員会(理事会)等の開催